

令和5年度 第6回久留米市上下水道事業運営審議会（要旨）

1 開催日時

令和5年10月23日(月) 14時00分から15時45分

2 会場

久留米市企業局庁舎 3階 第1会議室

3 出席委員・アドバイザー（名簿順）

・委員

広城吉成委員、香月孝文委員、本松賢治委員、西野恵子委員、権藤裕子委員、堀田富子委員、清水啓介委員 計7名

・アドバイザー

三宅伸宏氏 計1名

4 欠席者

・委員

齊藤由里恵委員、倉八啓壽委員 計2名

・アドバイザー

原正文氏 計1名

5 事務局（市職員等）

石原企業管理者、住吉上下水道部長、中村上下水道部次長、新原上下水道部技術担当次長、長野経理課長、城戸営業管理課長、橋本給排水設備課長、内野上水道整備課長、河野浄水管理センター所長、宮崎下水道整備課長、足立下水道施設課長、その他事務局職員11名

6 傍聴者 1名

【議事次第】

1 開会

2 企業管理者挨拶

3 議題

(1) 報告事項

ア 第5回上下水道事業運営審議会（書面会議）意見結果について

イ 経営戦略中期改定に向けたロードマップについて

(2) 審議事項

ア 経営戦略中期改定骨子案について

イ 適正な下水道使用料のあり方について

4 その他

令和5年12月下旬または令和6年1月上旬

第7回久留米市上下水道事業運営審議会

5 閉会

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 久留米市上下水道事業運営審議会委員名簿
- ・ 第6回久留米市上下水道事業運営審議会座席表
- ・ 資料① 第5回久留米市上下水道事業運営審議会 意見結果
- ・ 資料② 経営戦略中期改定のロードマップ
- ・ 資料③ 経営戦略中期改定 骨子案（本編）
- ・ 資料④ 経営戦略中期改定 骨子案（別冊）
- ・ 資料⑤ 適正な下水道使用料のあり方について
- ・ 参考資料 経営戦略改定案（現行と改定案の比較）
- ・ 久留米市上下水道事業経営戦略（概要版）

議事録要旨

1 開会

- 事務局より、委員の半数以上が出席しているため、会議が成立していることの報告
- 会長より、傍聴者の確認⇒傍聴希望者あり（1名）

2 企業管理者挨拶

事務局より、企業管理者挨拶

3 議題

(1) 報告事項

ア 第5回上下水道事業運営審議会（書面会議）意見結果について

《質疑・応答》

なし

イ 経営戦略中期改定に向けたロードマップについて

《質疑・応答》

○委員

経営戦略中期改定のパブリック・コメントを行う予定はあるのか。

■事務局

パブリック・コメントは、令和6年3月末に予定されている経営戦略中期改定の答申をいただいた後に実施を検討している。

○委員

了解した。

(2) 審議事項

ア 経営戦略中期改定骨子案について

《質疑・応答》

なし

イ 適正な下水道使用料のあり方について

- ・事務局より説明後、一旦休憩（10分間）

《質疑・応答》

○副会長

資料⑤22ページの下水道使用料12%の改定を反映させたグラフについて。例えば令和9年度はマイナス2.6億円、令和12年度はマイナス4.1億円と出ているが、この金額は単年度ごとに発生する資金額なのか、その年度において累積された額なのか。

■事務局

グラフの資金額は累積を示している。例えば令和9年度はマイナス2.6億円、令和10年度はマイナス9億円と出ているが、ここは差引6.4億円がこの年度間でさらに不足したことを表している。

○副会長

令和11年度はマイナス1.1億円、令和12年度はマイナス4.1億円と出ているが、ここは1年間の差である6.9億円分改善すると見なしてよいか。

■事務局

ご理解いただいている通りである。

○委員

資料⑤19ページのケース2（12%改定案）について。12%という数値は適正といえるものなのか。例えば11%や13%など他の率でも試算を行っているのか。

■事務局

資料として提示していないが、適正な下水道使用料を検討する中で10%、12%以外の率でも試算を行っている。資料⑤18ページに示しているケース2（12%改定案）で、経営戦略期間である令和12年度まで経費回収率100%を達成するためには当該年度で5.0億円の増収が必要となり、そのためにはどのくらいの率の引き上げが必要か逆算したものである。

○委員

資料⑤15ページの汚水処理費の推移について。汚水処理費の内訳である資本費（減価償却費）は年々増加傾向であり、維持管理費は毎年21億円前後で大きな変動が無いようである。長期的に見ると機器の修繕、ポンプ場の更新など、改修工事や機器の取り換え等が想定され、その影響で維持管理費が年度単位で大きく変動するのではないかと。資料に提示されている汚水処理費の算出根拠を教えてください。

■事務局

まず、資本費の増加は減価償却費の増加によるものであり、前提としてこの汚水処理費には8月に中間答申がなされた生活排水処理基本構想の見直しを反映させている。つまり、公共下水道区域の縮小に伴う約270億の投資削減額（市負担額）が取り込まれている。

しかし下水道整備の投資額が減っても減価償却費が増加している理由は、老朽化が進んでいる施設の投資や、豪雨の備える耐水化施設への投資が進むからである。ストックマネジメント計画に沿ってなるべく投資を平準化しているため、その結果ならぬかな費用の上がり方になっている。

○副会長

例えば経費回収率100%達成をクリアする時点をどこに定めるのか。令和10年度または令和12年度なのか。さらに下水道使用料を改定しても、下水道事業の資金不足はカバーできないことから、水道事業会計からの借り入れや資本費平準化債の借り入れを実施すべきなのか。様々な論点があるため、何かをどのように決めていくのは非常に難しいように思われる。

○会長

やはり負の遺産を未来に先送りしないことや、世代間の負担公平の確保の点から個人的にはケース2（12%改定案）が妥当ではないかと思っている。さらにもっと先のことを考えると15%の改定も検討してみてもいいかもしれない。

ただし今後については、改定率という数字の一人歩きは防がなければならないし、市民との合意形成は非常に厳しく、かなりの説明努力が求められることが想定される。どのような視点をもって市民に理解してもらおうのかが、重要なポイントになるだろう。

これまで全国水道会議や他事業体の審議会等を通じて複数の事業体の経営状況を見てきたが、ライフサイクルコストの削減や市民との合意形成へ向けた課題等、慎重を期すために事務局がアイデアや提案を出しすぎて、逆に審議が進まないパターンも見受けられた。

厳しい状況が想定されるが、やはり世代間の公平性を市民に向けて訴えていくことがベストだと思っている。一方で、現在では物価高騰等で生活に苦しんでいる市民もいることも確かであり、このように様々な立場にいる市民を事務局としてどのようにまとめていくかにかかっている。最近開催された日本水道協会の全国会議にて、某事業体が市民との合意形成の進め方等について発表されていたが「最後の決め手は事務局側（行政）の情熱とやる気にかかっている」と熱弁されていた。自身としてもまさにその通りだと思う。

○委員

70年近く久留米市に在住しており、以前から久留米市の上下水道に対して良いイメージを持っていた。水道水の水質も良好であり、下水道の汚水処理技術も高い。しかし、現在の上下水道事業の厳しい経営状況を知らない人はかなり多いはずである。事務局からの説明を聞いたところ、市民に受け入れられるかどうかは別として、久留米市の状況を鑑みるとケース2（12%改定案）が適していると思う。

ロードマップの説明で令和6年度以降に外部へ情報を発信していくとあったが、様々な意見が出てくるのが想定される。繰り返しとなるが令和12年度の経費回収率100%を達成するためには12%の改定が望ましいと思われる。

○副会長

これまでの説明でケース1（10%改定案）、ケース2（12%改定案）とも経費回収率100%を達成したとしても、結果的に資金不足がカバーできないことが明らかとなっている。そこで、新たな考え方として、経費回収率をその年度ごとに算出するのではなく、複数の年度分の金額を累計、平均して試算する手法を提案したい。資料⑤17ページで例えると、経費回収率を令和7、8、9、10年度と年度ごとに出すのではなく、令和7年度から10年度の平均で100%を達成できているかどうかの検討も行ってみてはどうか。

そうすれば、今提示されている改定率10%、12%とはまた異なる率を試算できると思う。このような考え方をぜひ使用料改定の検討や、市民との合意形成の場で活用いただきたい。

■事務局

ご指摘の通り、ケース1（10%改定案）、ケース2（12%改定案）においてそれぞれの期間を通して全て回収率100%達成するように試算をしている。香月副会長が提案いただいたような、一定の期間を平均でとる方式も他の事業体でも試算の方法として多く採用されている。次回以降の審議会にて新たなケースとして示したい。

○委員

資料⑤19ページ ケース1（10%改定案）とケース2（12%改定案）について。仮にケース1、2が実施された場合どちらも令和10年度、12年度までは再改定は行われなかったということか。あるいは経費回収率が達成できていない場合なら期間内であっても再改定を行う可能性はあるのか。

■事務局

経営状況に応じて期間の長短はあるかもしれないが、再改定を検討する可能性はある。下水道使用料の改定においては、国からは3～5年間程度で期間を設定し、そのサイクルで検討をすることが必要という旨が示されている。久留米市では例えば令和7年度に改定した場合、令和8年度で中間検証、令和10年度に検証と4年を通して定期的な検証が求められることになる。

ケース2（12%改定案）を実施したとしても、令和12年度までずっと改定がないとは言えず、その時の経営状況にて見直しが検討されることになる。

○委員

一市民としたら、短い期間でその都度改定をされると不信感につながる恐れがある。なるべく複数回の改定を行わずに済む方が市民の理解につながると思う。

■事務局

承知した。意見として承りたい。

○委員

久留米市の料金徴収は上下水道料金同時に行っていると思うが、もし今回下水道使用料の改定が行われた際は、水道料金も値上げしたと誤解を与えないように周知方法は気を付けてほしい。

■事務局

承知した。誤解のないように周知していきたい。

○アドバイザー

今回の審議に関しては結論を出すことが非常に難しいと感じた。下水道使用料の改定は市民に負担を強いることになるが、経営状態を考慮するとやむを得ないのではというような声も伺えた。

国としては、経営状況の改善策として、必ずしも利益に直結するものではないが、今まで費用をかけて処分していた下水道処理で生じる汚泥を堆肥化して、少しでも収益につなげられるような取組み等の促進を図っている。国としてどのような支援が出来るか考えていきたい。

4 その他

- ・事務局より、会議議事録の公開及び次回の審議会開催日程（第7回は12月下旬または令和6年1月上旬を予定）について連絡

5 閉会

- ・会長より、閉会のあいさつ